

令和8年度予算案のEBPM「自治体子ども計画策定支援事業」

課題データ

子ども基本法（令和4年法律第77号）第10条において、都道府県・市町村は、子ども大綱を勘案して、当該自治体における子ども施策についての計画（以下「自治体子ども計画」という。）を定めるよう努めることとされている。また、当該計画は関連する他の子どもに係る計画と一体的に策定することができることとされている。令和6年度 子ども計画等に係る自治体基礎調査（2025年1月1日時点調査）では、自治体子ども計画を「策定するか未定」または「策定しない」との回答が476自治体、「R8年度以降策定予定」との回答が457自治体であった。これら計933自治体について子ども計画の策定を進める必要がある。特に小規模自治体（人口3万人未満の市町村）において、「策定するか未定」または「策定しない」の割合が多いことから、策定支援を重点的に行う必要がある。

事業

自治体子ども計画策定支援事業

令和8年度当初予算案：28百万円

- ・自治体子ども計画の策定経費を支援し、地域の実情に応じた自治体子ども計画の策定促進を図る。
- ・自治体が行う、子ども計画策定に向けた地域の実情を把握するための実態調査や調査結果を踏まえた子ども計画の策定経費に対し重点的に支援する。

※アウトプット、アウトカムの（ ）内は直近の実績値

アウトプット

補助金交付件数
2026年度見込み **28**件（2025年度見込み 90件）

短期 アウトカム

補助金を受けて自治体子ども計画を策定した自治体数
2026年度見込み **28**団体（2025年度見込み 90団体）

中期 アウトカム

—

長期 アウトカム

地方公共団体における「子ども計画」の策定率
（令和7年度末子ども計画策定見込み 都道府県 47団体、市区町村 808団体）

EBPM指標

子ども・若者の権利保障と
その視点の尊重、意見聴取と対話

良好な成育環境の提供

すべての子ども・若者の
健やかな成長の保障

結婚・子育てに関する希望の形成と
その実現を阻む隘路の打破

目標

子ども・若者の幸福な生活 / 少子化トレンドを大きく変える / 未来を担う人材の育み